

【省令改正案(1)①】

:レセプト件数が少なく、かつ手書きで診療報酬請求を行う医療機関・薬局について、オンライン請求義務を免除する。
 :※医科医療機関・薬局は年間3600件以下、歯科医療機関は年間2000件以下のものについて義務化免除
 意見数:95件(1名で複数コメントがある場合、複数カウントしている。)

「省令改正案(1)①に賛成」(9件)

意見内容	意見に対する回答
○省令改正案(1)①を支持する。	・ご意見ありがとうございます。

「レセプト件数が少なく、かつ手書きで」について(43件)

意見内容	意見に対する回答
○手書きについては、件数にかかわらず、免除すべき。	・御意見を踏まえ、手書きの医療機関等については、レセプト件数にかかわらずレセプトの電子化を義務付けず、電子媒体又はオンラインで請求するよう努めることとしました。 ・なお、手書きによる請求を行い続ける場合や、現在電子媒体又はオンライン請求を行っている医療機関等が手書きに移行する場合には、届出が必要となります。
○手書きに限らず、レセプト件数が少ないところはレセコンを使用しているも免除すべき。	・レセコンを使用している医療機関等については、次期レセコン更新時にレセ電対応機種に更新頂くことにより、【省令改正案(1)③】にあるとおり無理なく対応頂けるよう配慮しました。

「医科医療機関・薬局は年間3600件以下、歯科医療機関は年間2000件以下」について(42件)

意見内容	意見に対する回答
○医療機関・薬局と歯科の基準は統一すべき。 ○免除要件をもっと上に設定すべき。 ○免除要件をもっと下に設定すべき。	・手書きの医療機関等については、レセプト件数にかかわらずレセプトの電子化を義務付けず、電子媒体又はオンラインで請求するよう努めることとしました。

※ その他の意見9件

【省令改正案(1)②】

:常勤の医師・歯科医師・薬剤師がすべて高齢者(65歳以上)の診療所・薬局について、オンライン請求義務を免除する。

意見数:46件(1名で複数コメントがある場合、複数カウントしている。)

「省令改正案(1)②に賛成」(8件)

意見内容	意見に対する回答
○省令改正案(1)②を支持する。	・ご意見ありがとうございます。

「年齢要件(常勤の医師・歯科医師・薬剤師がすべて高齢者(65歳以上))」について(26件)

意見内容	
○年齢とコンピュータ操作は無関係。パソコン操作の習熟度合により判断すべき。 ○年齢要件をもっと上に設定すべき(75歳、70歳など) ○年齢要件をもっと下に設定すべき(55歳、60歳など)	・一般に現在の高齢者の中には、レセコン操作に不慣れであり、オンライン請求への対応が困難な者が多いという意見が多かったことから、一般的に高齢者とされている65歳以上のみの医療機関等を免除することとしています。 ・なお、レセコンを使用している医科診療所に係る常勤医師の年齢の判断時点については、改正後の電子媒体又はオンラインによる請求への移行期限である平成22年7月1日時点としました。
○高齢者の免除をいうのであれば、いつでも高齢者の特性は変わらないので、毎年65歳以上になれば義務化を免除すべき。	・現在65歳未満の者が将来65歳に到達した時点で免除されることは適当でないと考えています。

※ その他の意見13件

【省令改正案(1)③】

:電子レセプトに対応していないレセコンのリース期間又は減価償却期間(リース期間等)が終わるまでの間の医療機関について、オンライン請求義務を猶予する。(最大で平成26年度末まで)

意見数:24件(1名で複数コメントがある場合、複数カウントしている。)

「省令改正案(1)③に賛成」(3件)

意見内容	意見に対する回答
○省令改正案(1)③を支持する。	・ご意見ありがとうございます。

「猶予期間(リース期間又は減価償却期間(リース期間等)が終わるまでの間、オンライン請求義務を猶予する。)」について(21件)

意見内容	意見に対する回答
<p>○猶予期間が長すぎる。 ○猶予期間が短すぎる。</p> <p>○猶予期間については、根拠となる情報を届出等で示す必要がある。</p> <p>○歯科については、平成21年4月1日において電子レセプトを作成可能なレセプトコンピュータが普及していなかったことから、平成21年4月以降に新たにレセプトコンピュータを購入又はリース契約したものも対象とすべき。</p>	<p>・医療機関等がレセコンの入替えに併せて円滑に対応できるよう、原則、レセコンのリース期間又は減価償却期間が終わるまでの間を猶予期間とすることとしており、リース期間の平均が5～6年であることを踏まえ、最大平成26年度末までとしています。</p> <p>・なお、平成26年度末までの間であれば、レセコンの保守管理契約やリース契約の更新後も猶予期間に算入することとしています。</p> <p>・猶予要件に該当する旨の届を審査支払機関に届け出て頂くこととしていますが、具体的には、届出書にリース期間満了日等の確認できる書類を添付することとなります。</p> <p>・御意見を踏まえ、省令公布日までに購入、リース契約を行ったものまで対象となるように見直しました。</p>

【省令改正案(1)④】

:オンライン請求を行うことが困難な個別の事情がある医療機関等について、例外的に書面又は光ディスク等による請求が認められるが、その事情を明確化する。

意見数:11件(1名で複数コメントがある場合、複数カウントしている。)

「省令改正案(1)④に賛成」(1件)

意見内容	意見に対する回答
○省令改正案(1)④を支持する。	・ご意見ありがとうございます。

「個別事情」について(10件)

意見内容	意見に対する回答
○光回線未整備地域のためフロッピー請求を認めてほしい。	・光回線以外の回線(ISDN回線等)についてもオンライン請求に用いることができることとしています。また、請求方法は電子媒体又はオンラインによる請求を選択できることとしました。
○情報漏洩対策が十分に出来ないもの、を追加すべき。	・レセプトの請求方法を電子媒体又はオンラインの選択制としたことから、国の示しているセキュリティ対策等のガイドラインに従ったオンライン請求を行う体制を整えることが困難な医療機関・薬局については、電子媒体での請求を行うことが可能です。
○「その他特に困難な事情があると認められるもの」の要件を具体的に示すべき。	・困難な事情があると認められる場合として、省令において各号列記することとしていますが、それ以外にも特に困難な事情がありうることから、バスケット規定として定めているものです。 ・なお、診療報酬・調剤報酬の請求方法は、電子媒体又はオンラインによる請求の選択制とし、これらの請求ができない個別の事情がある場合には書面による請求を可能とする規定に変更しました。これに伴い、代行送信体制が整っていないためにオンライン請求できない場合については、規定しませんでした。

【省令改正案(1)⑤】

:平成22年4月診療分からオンライン化に移行することとされている医科診療所等について、同年7月診療分(8月10日請求分)からオンライン請求とする。

意見数:5件(1名で複数コメントがある場合、複数カウントしている。)

「猶予期間の設定」について(5件)

意見内容	意見に対する回答
○3か月では不十分。診療報酬改定とも重なるため、混乱を避けるためにも最低でも半年は延長されることが望ましい。	・今回改正により、免除、猶予等の取り扱いが定められるとともに、電子媒体による請求も可能になったことを周知するため、3か月間期限を延長するものです。
○平成22年4月診療分からオンライン化に移行することとされている医科診療所・病院に限らず全体のスケジュールを再考すべき。	・全体について手書き、高齢者とともに、リース期間についても配慮したスケジュールにしました。

【省令改正案(1)⑥】

:①から⑤の改正に伴い、条項の移動など所要の改正を行う。

意見数:0件

【告示】

:請求省令附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める日を平成21年11月30日とする。

意見数:2件(1名で複数コメントがある場合、複数カウントしている。)

「厚生労働大臣が定める日(平成21年11月30日)」について(2件)

意見内容	意見に対する回答
<p>○「平成21年11月30日」を「平成23年3月31日」とすべき。 ○平成22年3月31日とすべき。400床未満の全病院がオンライン可能な時期まで猶予を。</p>	<p>・現行省令上、「平成22年3月31日までの間で当該請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間」と規定しています。 また、本年5月の省令改正時に猶予期限を半年を目途として設定する予定である旨通知でお示ししています。今般、期限猶予を行った病院・薬局のオンライン請求への準備状況を踏まえ、11月30日に設定することとしています。</p>

【今回のパブリックコメントの内容以外の意見】

:意見数:2769件(1名で複数コメントがある場合、複数カウントしている。)

「自主性に委ねるべき。(手挙げとすべき、義務化撤回を)」(1006件)

意見内容	意見に対する回答
○自主性に委ねるべき。 ○義務化撤回を。	・ ご意見を踏まえ、①手書きの医療機関についてはレセプトの電子化を義務付けず、電子媒体又はオンラインによる請求に移行するよう努めることとしました。②診療報酬・調剤報酬の請求方法は、電子媒体又はオンラインによる請求の選択制とすることとしました。 ・ なお、医療保険事務の効率化を図るとともに、医療サービスの質の向上につながるため、レセプトの電子化は進めていく必要があると考えており御理解賜りたい。

「情報漏洩・セキュリティ面が不安」について(968件)

意見内容	意見に対する回答
○セキュリティが不安である。 ○セキュリティの問題があり電子媒体による請求も認めるべき。	・ 国が定めたガイドラインに基づいて、現在約6万の医療機関・薬局でオンライン請求を行っていますが、これまでセキュリティ上の問題が発生したことはありません。 ・ レセプトの請求方法については、手書き等の場合を除き、電子媒体による請求又はオンライン請求の選択制としました。

「省令でなく法律で義務化すべき」(77件)

意見内容	意見に対する回答
○省令で義務化するのはおかしい。	<ul style="list-style-type: none">健康保険法上、診療報酬の請求に関する細目については、厚生労働省令に委任されており、電子媒体による請求やオンライン請求は、その手続きの一態様を定めるものであることから、法令による委任の範囲内と考えています。 (参考)健康保険法第76条第6項の規定 前各項に定めるもののほか、保険医療機関又は保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

※ その他の意見718件